

# 柳井市地域防災計画

## 新旧対照表 (風水害等対策編)



	修 正 案	現 行	備 考
P20	<p>第2部 風水害等対策計画 第1章 災害予防計画 第1節 災害予防計画の体系 (略)</p> <p>－災害予防計画の体系－</p> <pre> graph TD     A[風水害等に強い柳井市の形成] --&gt; B[風水害等の発生・拡大を防止する]     A --&gt; C[風水害等に強い住民を育てる]     A --&gt; D[風水害等に強い組織・組織間のネットワークをつくる]      B --&gt; E[→災害に強いまちづくりの推進(第3節)]     B --&gt; F[→台風・大雨による浸水の防止(第4節)]     B --&gt; G[→高潮災害の防止(第5節)]     B --&gt; H[→土砂災害の防止(第6節)]     B --&gt; I[→火災の防止(第7節)]     B --&gt; J[→農林水産災害の防止(第8節)]      C --&gt; K[→自主防災活動の促進(第9節)]     C --&gt; L[→防災教育の推進(第10節)]     C --&gt; M[→要配慮者対策の推進(第11節)]      D --&gt; N[→職員に対する防災研修の充実(第12節)]     D --&gt; O[→防災訓練の充実(第13節)]     D --&gt; P[→災害に備えた事前措置の充実]     P --&gt; Q[a.組織体制の整備(第14節)]     P --&gt; R[b.ボランティア活動の環境整備(第15節)]     P --&gt; S[c.緊急輸送活動(第16節)]     P --&gt; T[d.個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実(第17節)]     T --&gt; U[-1 災害広報体制の整備]     T --&gt; V[-2 避難活動体制の整備]     T --&gt; W[-3 救出救助体制の整備]     T --&gt; X[-4 食料・水・生活必需物資の供給体制の整備]     T --&gt; Y[-5 医療救護体制の整備]     T --&gt; Z[-6 防疫・保健衛生体制の整備]     T --&gt; AA[-7 生活ごみ・し尿処理体制の整備]     T --&gt; BB[-8 住宅の確保体制の整備]     T --&gt; CC[-9 文教対策に係る事前措置の充実]     T --&gt; DD[-10 文化財の防災対策の充実]     T --&gt; EE[-11 要配慮者支援体制の充実]     T --&gt; FF[→地区防災計画(第18節)]</pre>	<p>第2部 風水害等対策計画 第1章 災害予防計画 第1節 災害予防計画の体系 (略)</p> <p>－災害予防計画の体系－</p> <pre> graph TD     A[風水害等に強い柳井市の形成] --&gt; B[風水害等の発生・拡大を防止する]     A --&gt; C[風水害等に強い住民を育てる]     A --&gt; D[風水害等に強い組織・組織間のネットワークをつくる]      B --&gt; E[→災害に強いまちづくりの推進(第3節)]     B --&gt; F[→台風・大雨による浸水の防止(第4節)]     B --&gt; G[→高潮災害の防止(第5節)]     B --&gt; H[→土砂災害の防止(第6節)]     B --&gt; I[→火災の防止(第7節)]     B --&gt; J[→農林水産災害の防止(第8節)]      C --&gt; K[→自主防災活動の促進(第9節)]     C --&gt; L[→防災教育の推進(第10節)]     C --&gt; M[→要配慮者対策の推進(第11節)]      D --&gt; N[→職員に対する防災研修の充実(第12節)]     D --&gt; O[→防災訓練の充実(第13節)]     D --&gt; P[→災害に備えた事前措置の充実]     P --&gt; Q[a.組織体制の整備(第14節)]     P --&gt; R[b.ボランティア活動の環境整備(第15節)]     P --&gt; S[c.活動の前提となる条件の整備(第16節)]     P --&gt; T[d.個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実(第17節)]     T --&gt; U[-1 災害広報体制の整備]     T --&gt; V[-2 避難活動体制の整備]     T --&gt; W[-3 救出救助体制の整備]     T --&gt; X[-4 食料・水・生活必需物資の供給体制の整備]     T --&gt; Y[-5 医療救護体制の整備]     T --&gt; Z[-6 防疫・保健衛生体制の整備]     T --&gt; AA[-7 生活ごみ・し尿処理体制の整備]     T --&gt; BB[-8 住宅の確保体制の整備]     T --&gt; CC[-9 文教対策に係る事前措置の充実]     T --&gt; DD[-10 文化財の防災対策の充実]     T --&gt; EE[-11 要配慮者支援体制の充実]     T --&gt; FF[→地区防災計画(第18節)]</pre>	誤記の修正
P31	<p>第9節 自主防災活動の促進 2 対策 (1) 市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課） 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時若しくは発生するおそれがある場合において、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、柳井地区広域消防本部等の協力を得て、災害についての</p>	<p>第9節 自主防災活動の促進 2 対策 (1) 市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課） 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時若しくは発生するおそれがある場合において、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、柳井地区広域消防本部等の協力を得て、災害についての</p>	中央防災会議防災基本計画の修正

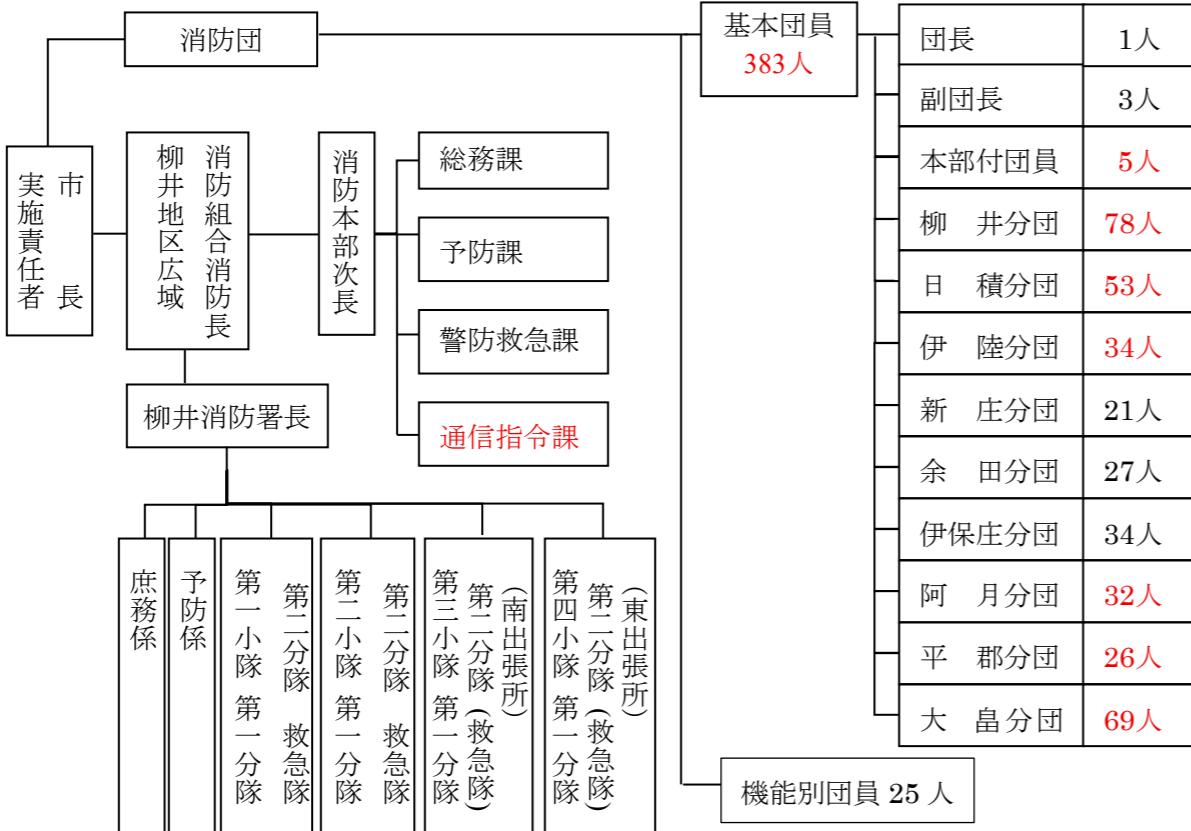
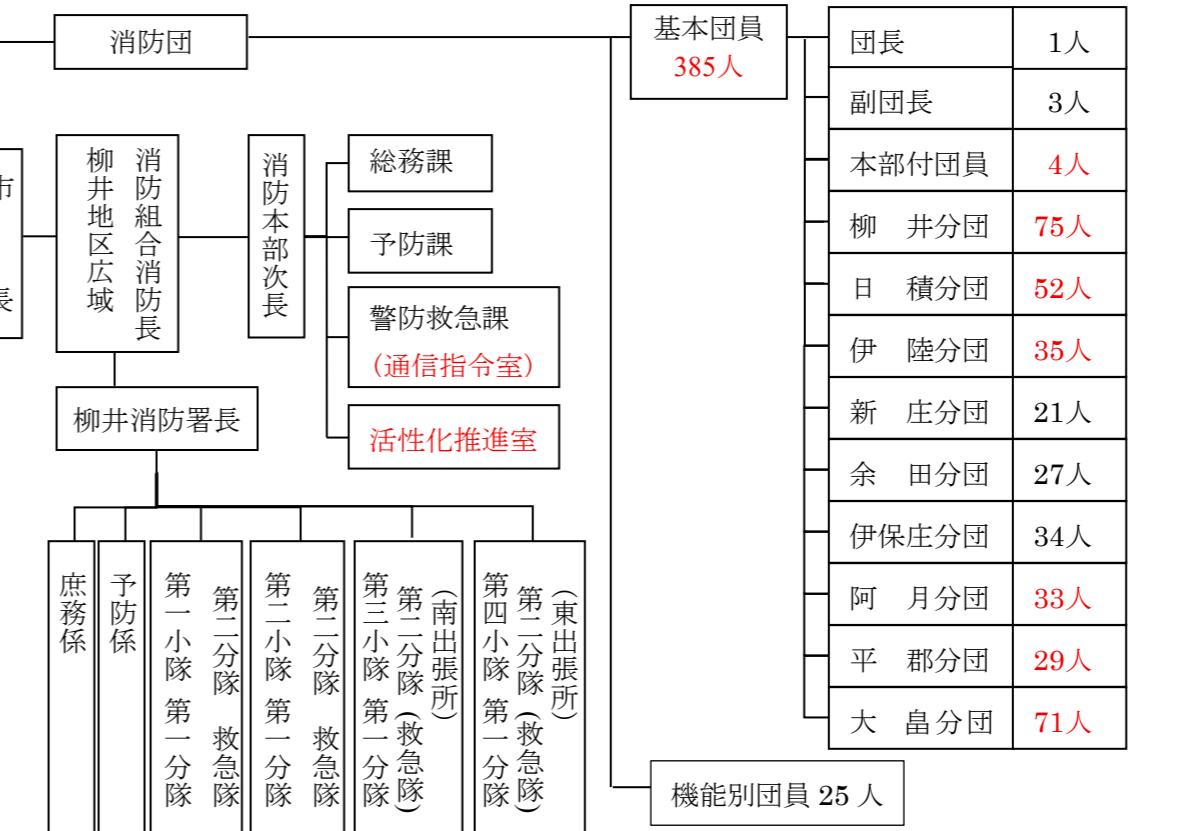
	修 正 案	現 行	備 考
P46	<p>正しい知識や防災対応について、広報紙、イベント、出前講座等を通じて次のようなことを普及啓発する。</p> <p>なお、普及啓発に当たっては、防災週間、<b>津波防災の日</b>、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、<b>映像、動画及び疑似体験装置等</b>の活用も図る。</p> <p><b>第14節 組織体制の整備</b></p> <p><b>2 対策</b></p> <p>(3) 広域応援体制の整備</p> <p>ア 既締結協定等の実効性の向上（関係各課）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>・災害対策に関する覚書（アサヒ飲料株式会社、藤山珈琲合同会社）</p> <p>・柳井地域広域水道企業団と柳井市との水道事業の統合に係る事務の取扱いに関する協定書（柳井地域広域水道企業団）</p>	<p>正しい知識や防災対応について、広報紙、イベント、出前講座等を通じて次のようなことを普及啓発する。</p> <p>なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、<b>防災の日を設定し重点的な取組を行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。</b></p> <p><b>第14節 組織体制の整備</b></p> <p><b>2 対策</b></p> <p>(3) 広域応援体制の整備</p> <p>ア 既締結協定等の実効性の向上（関係各課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等における緊急給水業務並びに応急復旧業務に関する協定書（柳井市水道工事協同組合）</li> <li>・災害時等における応援協力に関する協定書（フジ地中情報株式会社）</li> <li>・柳井地域水道事業水道災害相互応援に関する協定書（1市4町2企業団）</li> </ul>	時点修正
P67	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1 組織体制の確立</b></p> <p><b>第1節 活動体制の確立</b></p>	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1 組織体制の確立</b></p> <p><b>第1節 活動体制の確立</b></p>	所掌事務の構成 課見直し

	修 正 案						現 行						備 考
P77	〈班の編成及び所掌事務〉						〈班の編成及び所掌事務〉						基準変更
	部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等	部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等	
	総務部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	災害救助部 長	健康福祉部 長	庶務班	(略)	(略)	(略)	災害救助部 長	健康福祉部 長	庶務班	(略)	(略)	(略)	
			避難救助班	(略)	(略)	(略)				避難救助班	(略)	(略)	
		救護班	健康増進課 長	1 災害時における医療、助産に関するこ と 2 部内の連絡調整及び他の班に属さない こと 3 医療資材及び医薬品の確保に関するこ と 4 医療関係団体との連絡等に関するこ と	健康増進課 高齢者支援課 (保健師) <b>こどもサポー ト課 (保健師)</b>	救護班	健康増進課 長	1 災害時における医療、助産に関するこ と 2 部内の連絡調整及び他の班に属さない こと 3 医療資材及び医薬品の確保に関するこ と 4 医療関係団体との連絡等に関するこ と	健康増進課 高齢者支援課 (保健師)				
	衛生対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	衛生対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	農林水産商 工対策部 土木港湾 対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林水産商 工対策部 土木港湾 対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	
	文教対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	文教対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	消防対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	消防対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	水防部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	水防部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	修 正 案				現 行				備 考						
警報	○ 警報・注意報の基準				○ 警報・注意報の基準										
	柳井市		(略)		柳井市		(略)								
			(略)				(略)								
	大雨	(浸水害)	(略)		大雨	(浸水害)	(略)								
		(土砂災害)	(略)			(土砂災害)	(略)								
	洪水		流域雨量指数基準 由宇川流域=9.8, 柳井川流域=10.4, 土穂石川流域=7.1 複合基準※1 ー 指定河川洪水予報による基準 ー		洪水		流域雨量指数基準 由宇川流域=9.9, 柳井川流域=10.7, 土穂石川流域=7.7 複合基準※1 ー 指定河川洪水予報による基準 ー								
	暴風 (平均風速)		(略)		暴風 (平均風速)		(略)								
	暴風雪 (平均風速)		(略)		暴風雪 (平均風速)		(略)								
	大雪		(略)		大雪		(略)								
	波浪 (有義波高)		(略)		波浪 (有義波高)		(略)								
	高潮 (潮位)		(略)		高潮 (潮位)		(略)								
	大雨		(略)		大雨		(略)								
	洪水		流域雨量指数基準 由宇川流域=7.8, 柳井川流域=8.3, 土穂石川流域=5.6 複合基準※1 ー 指定河川洪水予報による基準 ー		洪水		流域雨量指数基準 由宇川流域=7.9, 柳井川流域=8.5, 土穂石川流域=6.1 複合基準※1 ー 指定河川洪水予報による基準 ー								
	強風 (平均風速)		(略)		強風 (平均風速)		(略)								
	風雪 (平均風速)		(略)		風雪 (平均風速)		(略)								
	大雪		(略)		大雪		(略)								
	波浪 (有義波高)		(略)		波浪 (有義波高)		(略)								
	高潮 (潮位)		(略)		高潮 (潮位)		(略)								
	雷		(略)		雷		(略)								
	融雪		(略)		融雪		(略)								
	濃霧 (視程)		(略)		濃霧 (視程)		(略)								
	乾燥		(略)		乾燥		(略)								
	なだれ		(略)		なだれ		(略)								
	低温		(略)		低温		(略)								
	霜		(略)		霜		(略)								
	着氷・着雪		(略)		着氷・着雪		(略)								
	記録的短時間大雨情報 (略)				記録的短時間大雨情報 (略)										
	※ 土壤雨量指数とは、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数です。				※土壤雨量指数とは、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数です。										
	※ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数です。				※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数です。										
	※ 出典は、気象庁 HP「警報・注意報発表基準一覧表（山口県）」（令和7年5月29日現在）				※出典は、気象庁 HP「警報・注意報発表基準一覧表（山口県）」令和6年5月23日現在										

	修 正 案	現 行	備 考
P87	<p><b>第3節 災害情報等の収集報告</b></p> <p><b>4 発災初期における災害情報の収集・報告</b></p> <p>(3) 市から県・自衛隊への報告</p> <p>(略)</p> <p>ア 総務部庶務班（被害等の総括的な情報）</p> <p>市 → 県防災危機管理課 ・TEL 083-933-2360 ・地上系 1-*7- ・衛星系 88-035-201-2370 防災企画班 2360 危機対策班 2370 通信管理班 2380 災害対策室 2452 消防救急班 2399 FAX 2408</p> <p>・地上系無線（災害対策室）1-*880～888</p> <p>消防庁応急対策室 ・TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ・地域衛星通信ネットワーク 応急対策係 TEL 88-048-500-9043421～9043426 FAX 88-048-500-9049033 ・(宿直) TEL 03-5253-7777</p> <p>陸上自衛隊第17普通科連隊 ・TEL 083-922-2281（内線 237 当直 302） FAX 083-922-2281（内線 203） ・海上自衛隊第31航空群（岩国市）TEL 0827-22-3181 ・航空自衛隊第12飛行教育団（防府市）TEL 0835-22-1950</p> <p>イ 災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況）</p> <p>市 → 健康福祉部 厚政課 TEL 083-933-2710 ・地上系 1-*7-2710 ・衛星系 88-035-201-2710 FAX 083-933-2739 ・地上系 1-*7-2739 ・衛星系 88-035-201-2739</p> <p>県防災危機管理課 上記アと同じ</p> <p>ウ 災害救助部救護班（医療機関の被災状況等）</p> <p><b>第3節 災害情報等の収集報告</b></p> <p><b>4 発災初期における災害情報の収集・報告</b></p> <p>(3) 市から県・自衛隊への報告</p> <p>(略)</p> <p>ア 総務部庶務班（被害等の総括的な情報）</p> <p>市 → 県防災危機管理課 ・TEL 083-933-2360 ・地上系 1-*7- ・衛星系 88-201-201-2370 防災企画班 2360 危機対策班 2370 通信管理班 2380 災害対策室 2452 消防救急班 2399 FAX 2408</p> <p>・地上系無線（災害対策室）1-*880～888</p> <p>消防庁応急対策室 ・TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ・地域衛星通信ネットワーク 応急対策係 TEL 88-048-500-9043421～9043426 FAX 88-048-500-9049033 ・(宿直) TEL 03-5253-7777</p> <p>陸上自衛隊第17普通科連隊 ・TEL 083-922-2281（内線 237 当直 302） FAX 083-922-2281（内線 203） ・海上自衛隊第31航空群（岩国市）TEL 0827-22-3181 ・航空自衛隊第12飛行教育団（防府市）TEL 0835-22-1950</p> <p>イ 災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況）</p> <p>市 → 健康福祉部 厚政課 TEL 083-933-2710 ・地上系 1-*7-2710 ・衛星系 88-201-2710 FAX 083-933-2739 ・地上系 1-*7-2739 ・衛星系 88-201-2739</p> <p>県防災危機管理課 上記アと同じ</p> <p>ウ 災害救助部救護班（医療機関の被災状況等）</p>	<p><b>第3節 災害情報等の収集報告</b></p> <p><b>4 発災初期における災害情報の収集・報告</b></p> <p>(3) 市から県・自衛隊への報告</p> <p>(略)</p> <p>ア 総務部庶務班（被害等の総括的な情報）</p> <p>市 → 県防災危機管理課 ・TEL 083-933-2360 ・地上系 1-*7- ・衛星系 88-201-201-2370 防災企画班 2360 危機対策班 2370 通信管理班 2380 災害対策室 2452 消防救急班 2399 FAX 2408</p> <p>・地上系無線（災害対策室）1-*880～888</p> <p>消防庁応急対策室 ・TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ・地域衛星通信ネットワーク 応急対策係 TEL 88-048-500-9043421～9043426 FAX 88-048-500-9049033 ・(宿直) TEL 03-5253-7777</p> <p>陸上自衛隊第17普通科連隊 ・TEL 083-922-2281（内線 237 当直 302） FAX 083-922-2281（内線 203） ・海上自衛隊第31航空群（岩国市）TEL 0827-22-3181 ・航空自衛隊第12飛行教育団（防府市）TEL 0835-22-1950</p> <p>イ 災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況）</p> <p>市 → 健康福祉部 厚政課 TEL 083-933-2710 ・地上系 1-*7-2710 ・衛星系 88-201-2710 FAX 083-933-2739 ・地上系 1-*7-2739 ・衛星系 88-201-2739</p> <p>県防災危機管理課 上記アと同じ</p> <p>ウ 災害救助部救護班（医療機関の被災状況等）</p>	内容の適正化

	修 正 案	現 行	備 考
	<p><b>柳井健康 福祉センター</b> TEL 22-3631 地上系 1-*54-60 FAX 22-7286</p> <p>(注)健康福祉センターへ伝達できない場合（勤務時間外等）</p> <p><b>健康福祉部 医務保険課</b> TEL 083-933-2820 { 地上系 1-*7-2820 衛星系 88-035-201-2820 FAX 083-933-2939 地上系 1-*7-2939 衛星系 88-035-201-2939</p>	<p><b>柳井健康 福祉センター</b> TEL 22-3631 地上系 1-*54-60 FAX 22-7286</p> <p>(注)健康福祉センターへ伝達できない場合（勤務時間外等）</p> <p><b>健康福祉部 医務保険課</b> TEL 083-933-2820 { 地上系 1-*7-2820 衛星系 88-201-2820 FAX 083-933-2939 地上系 1-*7-2939 衛星系 88-201-2939</p>	
	<p><b>工 土木港湾対策部土木港湾班</b> 農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等）</p> <p><b>柳井土木建築事務所</b> TEL 22-0396 { 地上系 1-*54-20~25 衛星系 88-035-243-28 FAX 23-4666 { 衛星系 88-035-243-38</p> <p>地上系移動無線(柳井 1)1-316 地上系移動無線(柳井 2)1-317</p> <p>(注)土木建築事務所へ伝達できない場合（勤務時間外等）</p> <p><b>柳井農林水産事務所 水産部</b> TEL 22-0740 { 地上系 1-*54-42 衛星系 88-035-243-27 FAX 22-5502 { 衛星系 88-035-243-37</p> <p><b>県土木建築部 道路整備課</b> TEL 083-933-3680 { 地上系 1-*7-3680 衛星系 88-035-201-3680 FAX 083-933-3689 { 地上系 1-*7-3689 衛星系 88-035-201-3689</p> <p><b>農林水産部 漁港漁場整備課</b> TEL 083-933-3560 { 地上系 1-*7-3560 衛星系 88-035-201-3560 FAX 090-933-3579 { 地上系 1-*7-3579 衛星系 88-035-201-3579</p>	<p><b>工 土木港湾対策部土木港湾班</b> 農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等）</p> <p><b>柳井土木建築事務所</b> TEL 22-0396 { 地上系 1-*54-20~25 衛星系 88-243-28 FAX 23-4666 { 衛星系 88-243-38</p> <p>地上系移動無線(柳井 1)1-316 地上系移動無線(柳井 2)1-317</p> <p>(注)土木建築事務所へ伝達できない場合（勤務時間外等）</p> <p><b>柳井農林水産事務所 水産部</b> TEL 22-0740 { 地上系 1-*54-42 衛星系 88-243-27 FAX 22-5502 { 衛星系 88-243-37</p> <p><b>県土木建築部 道路整備課</b> TEL 083-933-3680 { 地上系 1-*7-3680 衛星系 88-201-3680 FAX 083-933-3689 { 地上系 1-*7-3689 衛星系 88-201-3689</p> <p><b>農林水産部 漁港漁場整備課</b> TEL 083-933-3560 { 地上系 1-*7-3560 衛星系 88-201-3560 FAX 090-933-3579 { 地上系 1-*7-3579 衛星系 88-201-3579</p>	
P91	<p><b>才 文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等）</b></p> <p><b>県教育庁学校安全・体育課</b> TEL 083-933-4673 { 地上系 1-*7-4673 衛星系 88-035-201-4673 FAX 083-922-8737</p> <p><b>第4節 消防活動</b> 2 消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部） (略)</p>	<p><b>才 文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等）</b></p> <p><b>県教育庁学校安全・体育課</b> TEL 083-933-4673 { 地上系 1-*7-4673 衛星系 88-201-4673 FAX 083-922-8737</p> <p><b>第4節 消防活動</b> 2 消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部） (略)</p>	時点修正

	修 正 案	現 行	備 考																																																
P92	 <p>基本団員 383人</p> <table border="1"> <tr><td>団長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>3人</td></tr> <tr><td>本部付団員</td><td>5人</td></tr> <tr><td>柳井分団</td><td>78人</td></tr> <tr><td>日積分団</td><td>53人</td></tr> <tr><td>伊陸分団</td><td>34人</td></tr> <tr><td>新庄分団</td><td>21人</td></tr> <tr><td>余田分団</td><td>27人</td></tr> <tr><td>伊保庄分団</td><td>34人</td></tr> <tr><td>阿月分団</td><td>32人</td></tr> <tr><td>平郡分団</td><td>26人</td></tr> <tr><td>大畠分団</td><td>69人</td></tr> </table> <p>機能別団員 25人</p> <p>計 408人 (令和7年10月1日現在)</p>	団長	1人	副団長	3人	本部付団員	5人	柳井分団	78人	日積分団	53人	伊陸分団	34人	新庄分団	21人	余田分団	27人	伊保庄分団	34人	阿月分団	32人	平郡分団	26人	大畠分団	69人	 <p>基本団員 385人</p> <table border="1"> <tr><td>団長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>3人</td></tr> <tr><td>本部付団員</td><td>4人</td></tr> <tr><td>柳井分団</td><td>75人</td></tr> <tr><td>日積分団</td><td>52人</td></tr> <tr><td>伊陸分団</td><td>35人</td></tr> <tr><td>新庄分団</td><td>21人</td></tr> <tr><td>余田分団</td><td>27人</td></tr> <tr><td>伊保庄分団</td><td>34人</td></tr> <tr><td>阿月分団</td><td>33人</td></tr> <tr><td>平郡分団</td><td>29人</td></tr> <tr><td>大畠分団</td><td>71人</td></tr> </table> <p>機能別団員 25人</p> <p>計 410人 (令和6年10月1日現在)</p>	団長	1人	副団長	3人	本部付団員	4人	柳井分団	75人	日積分団	52人	伊陸分団	35人	新庄分団	21人	余田分団	27人	伊保庄分団	34人	阿月分団	33人	平郡分団	29人	大畠分団	71人	内容の適正化
団長	1人																																																		
副団長	3人																																																		
本部付団員	5人																																																		
柳井分団	78人																																																		
日積分団	53人																																																		
伊陸分団	34人																																																		
新庄分団	21人																																																		
余田分団	27人																																																		
伊保庄分団	34人																																																		
阿月分団	32人																																																		
平郡分団	26人																																																		
大畠分団	69人																																																		
団長	1人																																																		
副団長	3人																																																		
本部付団員	4人																																																		
柳井分団	75人																																																		
日積分団	52人																																																		
伊陸分団	35人																																																		
新庄分団	21人																																																		
余田分団	27人																																																		
伊保庄分団	34人																																																		
阿月分団	33人																																																		
平郡分団	29人																																																		
大畠分団	71人																																																		

	修正案							現行							備考
	名称	連絡先	N T T回線		防災行政無線			名称	連絡先	N T T回線		防災行政無線			
			電話	F A X	電話	F A X				電話	F A X	電話	F A X		
国	消防庁 広域応援室	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	国	消防庁 広域応援室	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県	消防保安課 防災危機管理課	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県	消防保安課 防災危機管理課	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	消防防災航空隊	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	消防防災航空隊	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	下関市消防局	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	下関市消防局	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	山口市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	山口市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	萩市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	萩市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	防府市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	防府市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	下松市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	下松市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	長門市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	長門市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	美祢市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	美祢市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	周南市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県内消防本部	周南市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)		
		夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			夜間	(略)	(略)	(略)		
県内消防本部	柳井地区広域消防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-460	(19-460)		柳井地区広域消防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-460	(19-460)
		夜間	通信指令課	0820-22-0040						夜間	通信係	0820-22-0040			
県内消防本部	光地区消防組合消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		光地区消防組合消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		夜間	(略)	(略)	(略)					夜間	(略)	(略)			
県内消防本部	岩国地区消防組合消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		岩国地区消防組合消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		夜間	(略)	(略)	(略)					夜間	(略)	(略)			
県内消防本部	宇部・山陽小野田消防局	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		宇部・山陽小野田消防局	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		夜間	(略)	(略)						夜間	(略)	(略)			

### 第3 救援期における災害応急対策活動

#### 第4節 避難所の運営

##### 1 避難所の運営

###### (1) 避難所の運営担当者

市の指定する指定緊急避難場所等の運営は、主として災害救助部避難救助班が担当し、自主防災組織、自治会、避難施設の管理者及びボランティア等の協力を得て円滑な運営に努めるものとする。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるように努めるものとする。  
被災後、指定緊急避難場所から指定避難所への移行や、指定避難所の開設の決定は、被災状況

### 第3 救援期における災害応急対策活動

#### 第4節 避難所の運営

##### 1 避難所の運営

###### (1) 避難所の運営担当者

市の指定する指定緊急避難場所等の運営は、主として災害救助部避難救助班が担当し、自主防災組織、自治会、避難施設の管理者及びボランティア等の協力を得て円滑な運営に努めるものとする。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるように努めるものとする。  
被災後、指定緊急避難場所から指定避難所への移行や、指定避難所の開設の決定は、被災状況

内容の適正化

	修 正 案	現 行	備 考
	<p>や避難者数等を鑑み、災害対策本部会議において行うものとするが、状況によっては、早い段階から、柳井市社会福祉協議会や各ボランティア団体と連携を密にして、運営体制の確保に努めておくものとする。</p> <p>また、運営に当たっては、災害種別や施設の規模等によって被災者への対応が異なる場合もあることから、施設ごとに運営マニュアルを作成し、迅速かつ効率的な避難生活の支援となるよう努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。</p> <p>感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><b>第9節 住宅の修理。応急仮設住宅等の供与</b></p> <p><b>3 応急仮設住宅等の供与</b></p> <p>(2) 入居資格等</p> <p>エ 被災者か否かは、原則として市が発行する当該<b>災害</b>に係る罹災証明書等により行う。</p>	<p>や避難者数等を鑑み、災害対策本部会議において行うものとするが、状況によっては、早い段階から、柳井市社会福祉協議会や各ボランティア団体と連携を密にして、運営体制の確保に努めておくものとする。</p> <p>また、運営に当たっては、災害種別や施設の規模等によって被災者への対応が異なる場合もあることから、施設ごとに運営マニュアルを作成し、迅速かつ効率的な避難生活の支援となるよう努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。</p> <p><b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><b>第9節 住宅の修理。応急仮設住宅等の供与</b></p> <p><b>3 応急仮設住宅等の供与</b></p> <p>(2) 入居資格等</p> <p>エ 被災者か否かは、原則として市が発行する当該<b>地震</b>に係る罹災証明書等により行う。</p>	
P173	<p><b>4 応急仮設住宅の供与</b></p> <p>(2) 応急仮設住宅に収容する被災者の条件</p> <p>イ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者</p> <p>これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。</p> <p>③特定の資産がない<b>一人親家庭</b></p> <p>④特定の資産がない<b>要配慮者</b></p> <p>(4) 応急仮設住宅の管理等</p> <p>イ 貸貸型応急住宅</p> <p>県（厚政課）、民間賃貸住宅の所有者<b>及び入居者との間で</b>定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。</p> <p>供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。</p> <p>県（厚政課）は、入居契約等に関する事務を市に委任する。</p> <p><b>5 建設型応急住宅</b></p> <p>(4) 建築基準</p> <p>イ 1戸建、長屋建、<b>共同住宅</b>のいずれか適当な<b>建て方</b>とする。</p> <p>入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。</p>	<p><b>4 応急仮設住宅の供与</b></p> <p>(2) 応急仮設住宅に収容する被災者の条件</p> <p>イ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者</p> <p>これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。</p> <p>③特定の資産がない<b>未亡人、母子世帯</b></p> <p>④特定の資産がない<b>高齢者、病弱者、障害者</b></p> <p>(4) 応急仮設住宅の管理等</p> <p>イ 貸貸型応急住宅</p> <p>県（厚政課）、民間賃貸住宅の所有者<b>と</b>定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。</p> <p>供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。</p> <p>県（厚政課）は、入居契約等<b>転貸借</b>に関する事務を市に委任する。</p> <p><b>5 建設型応急住宅</b></p> <p>(4) 建築基準</p> <p>イ <b>構造は、1戸建、長屋建、アパート式</b>のいずれか適当な<b>構造</b>とする。</p> <p>入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。</p>	表現の適正化
P174			表現の適正化